平成２５年（フ）第８５３２号
東京都世田谷区代田３丁目９－４－101
債務者　菅野　慎吾
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５３３号
東京都板橋区東山町８－９　D・ホーレスト201
債務者　山崎　大地
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５４２号
東京都北区西ケ原４丁目49－７－203
債務者　井上　順子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５４３号
東京都足立区宮城１丁目19－３
債務者　高橋　政一
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５５８号
東京都板橋区志村３丁目８－５－105
債務者　久保田綾子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５６８号
東京都葛飾区細田３丁目26－３－203
債務者　谷村美佳子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５６９号
東京都練馬区石神井台３丁目18－２－406
債務者　宇津江節子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５７１号
東京都江戸川区西瑞江４丁目22－２－102
債務者　大石美也子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５７２号
千葉県佐倉市中志津１丁目18－16
債務者　中村　愛衣（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５７３号
埼玉県戸田市大字新曽178－405
債務者　峰松　雅嗣
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５８０号
東京都江東区南砂１丁目12－28
債務者　赤井喜栄子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５８３号
神奈川県川崎市川崎区浅田３丁目18－11－202
債務者　林田　徳明
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５９０号
東京都板橋区成増２丁目９－５－511
債務者　齋藤　孝治
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５９１号
東京都板橋区成増２丁目９－５－511
債務者　齋藤ひろ子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５９２号
東京都葛飾区東新小岩２丁目10－３－504
債務者　和知真奈美
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５９４号
埼玉県久喜市青葉１丁目１－21－302
債務者　佐川　　豊
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部